

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県
鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二

埋立区域

(一)

位置

気高郡青谷町大字青谷字夏泊五五一七の地先公有水面

区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ昭和六十年九月二十日付鳥取県指令受漁港第四十二号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線、5の地点から6の地点及び7の地点を通り8の地点を結ぶ昭和六十二年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び8の地点と1の地点を直線で結んだ線によつて囲まれた区域。

1の地点 夏泊港防波堤灯台(北緯三五度三一分三八秒東経一三四

度〇〇分一一秒)から一四三度〇〇分一一四・八メートル

の地点

2の地点 1の地点から一四七度〇〇分一〇・五メートルの地点

3の地点 2の地点から五七度〇〇分三・一メートルの地点

鳥取県告示第五百五十六号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林

水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

- 4 の地点 3 の地点から一四七度〇〇分六五・〇メートルの地点
 5 の地点 4 の地点から五七度〇〇分二六・九メートルの地点
 6 の地点 5 の地点から三二七度〇〇分三三・〇メートルの地点
 7 の地点 6 の地点から三一四度三〇分三三・六メートルの地点
 8 の地点 7 の地点から三一五度〇〇分一一・〇メートルの地点
- (二) 面積
- 一、八三六・三四平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施工区域
- (一) 位置
- 氣高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四一一地先から同大字字夏泊一
 九六七一二地先までの陸地及びそれらの地先公有水面
- (二) 区域
- 次のアの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
 アの地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一〇度〇〇分九〇・〇メートルの地

- イの地点 アの地点から一四七度三〇分二八六・〇メートルの地点
 ウの地点 イの地点から二三七度三〇分二二・〇メートルの地点
 エの地点 ウの地点から三二七度〇〇分二九八・〇メートルの地点
- (三) 面積
- 六一、八八四・七五平方メートル
- 四 埋立ての用途
- 漁港施設用地
- (二) 位置
- 鳥取県告示第五百五十七号
- 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。
- 昭和六十三年五月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
 鳥取県
 鳥取県知事 西尾邑次
 鳥取市東町一丁目二二〇
- 二 埋立ての免許の年月日及び番号
- 昭和六十二年四月二十四日 鳥取県指令受漁港第十三号
 三 しゆん功認可の年月日
 昭和六十三年五月二十日
- (二) 位置
- 氣高郡氣高町大字酒津字清水谷九七三の地先公有水面

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点

酒津港東3号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒東経一三四度〇五分二七秒）から一二三度〇〇分九四・六〇メートルの地点

2の地点

1の地点から一五七度三〇分一四・五〇メートルの地点

3の地点

2の地点から二七九度三〇分五二・〇〇メートルの地点

4の地点

3の地点から三三九度三〇分一三・一〇メートルの地点

5の地点

4の地点から九九度三〇分二七・二〇メートルの地点

6の地点

5の地点から九度三〇分一・〇〇メートルの地点

(三) 面積

六〇九・四七平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第五百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県選舉管理委員会告示第二十一号

昭和六十三年第五回鳥取県選舉管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県選舉管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 昭和六十三年五月二十六日（木）午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選舉管理委員会委員室
三 議題

1 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の取扱い方針の一部改正について

2 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の日程について

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年三月三十一日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市八屋字石田及び字砂田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県津山市津山口二八三十二

全秦通商株式会社

代表取締役 全本親民

選舉管理委員会告示

昭和63年5月24日 火曜日

鳥取県公報

教育委員会告示

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年五月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 昭和六十三年五月二十五日（水）午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 烏取県社会教育委員の任命について
- 2 その他

公安委員会告示

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ゴルフP-III	
まつも	エキストラP-II	豊丸産業株式会社
ビッグロボ	チャンスマーカー	
セレモニー	スーパースター	マルホン工業株式会社
クインテット	ゴリラ	
サクセス		平和工業株式会社
ボニー		株式会社ソフィア
ドラゴン		株式会社まさむら遊機
フォーカスIII		株式会社三星

鳥取県公安委員会告示第三十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和63年5月24日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 117,900 円のほか諸手当が支給される。

1 試験の名称

昭和63年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	21名程度
電気	1名程度
土木	1名程度
建築	1名程度
化学生	3名程度
農業土木	4名程度
農芸化学	1名程度
農業	10名程度
畜産	3名程度
林業	5名程度
生活改良普及員	2名程度
社会福祉	1名程度

5 受験資格
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
行政	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
電気	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
土木	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
建築	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
化学生	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
農業土木	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者
農芸化学	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。	農業 昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するものの又は昭和64年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
3 対象となる職種	林業 昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は昭和64

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2

5

昭和63年5月24日

鳥取県公報

生活改良普及員	年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
社会福祉	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する生活改良普及員の資格を有するものの又は昭和64年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
(1) 試験種目	昭和34年4月2日から昭和42年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は昭和64年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
(2) 試験の期日及び場所	昭和63年8月下旬に鳥取市において行う。
6 第一次試験	
(1) 試験種目	教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。
(2) 試験の期日	昭和63年7月17日（日）
(3) 試験の場所	鳥取市東町二丁目112 烏取県立鳥取西高等学校 米子市大谷町200 烏取県立米子西高等学校
(4) 第一次試験合格者の発表	昭和63年8月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
7 第二次試験	
(1) 試験種目	論文試験、適性検査、人物試験及び身体検査とし、人物試験は個別面接により行う。
(2) 試験の期日及び場所	昭和63年9月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。 なお、合格者には、書面で通知する。
8 最終合格者の発表	昭和63年8月下旬に鳥取市において行う。
9 採用候補者名簿及び採用方法	試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
10 受験手続	
(1) 受験申込用紙の交付	受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
(2) 受験の申込み	受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。 なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。
(3) 申込受付期間及び申込受付時間	昭和63年5月24日（火）から同年6月13日（月）まで。 なお、郵送による申込みは、昭和63年6月13日（月）までの消印

のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多肢選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、河川、道路、交通、港湾、衛生
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境理論、建築史、

化 学	建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
農芸化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学・植物栄養学・肥料学、食品化学・食品貯藏加工学、応用微生物学
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、肥料学、食品化学・食品貯藏加工学、応用微生物学
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜衛生学、畜産物利用学、農業経営一般
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林產一般、砂防工学
生活改良普及員	家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生
社会福祉	社会福祉概論（社会病理学及び社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査